

川看専発第 62号
令和4年 3月22日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 野口 宏明 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に対する措置について（通知）

令和3年9月29日執行の保健部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（看護専門学校）

看護専門学校の授業料等における現金出納簿の記載や、電子複写機使用雜入における収納金の払い込みにおいて、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の施行、管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

今回ご指摘を受けました現金出納簿の記載につきまして、入学選考手数料など、受付表と照合して受領日、金融機関への払込み日など正確に記載し、納付者あてに発行する領収書も適正に処理いたしました。

また、電子複写機使用雜入につきましては、川口市会計事務規則第25条第2項を令和3年12月に改正し、これに則り適正に事務を執行しております。

今後も引き続き、川口市会計事務規則に則り、適正な収納事務と管理に努めてまいります。

支出事務について（看護専門学校）

看護専門学校の修繕料において、一者随意契約の手続きが川口市契約に関する規則



に則って行われていないものが散見されたので、適正に執行されたい。

講じた措置の内容

修繕料の業者選定につきましては、川口市契約に関する規則に則り、原則2者以上から見積書を徴するように見直しし、緊急性を要する場合などには、契約執行伺いにその旨明記するようにいたしました。

引き続き、川口市契約に関する規則に則り、適正な執行に努めてまいります。

契約事務について（看護専門学校）

看護専門学校の看板製作委託において、契約手続きが契約事務の手引きに則って行われていないものが見受けられたので、適正に執行されたい。

講じた措置の内容

イベントの運営業務を整理し、運営マニュアル内の確認事項として追記見直しを行い、契約事務を適正に執行いたしました。

今後も、川口市契約事務の手引きに則り、適正な契約事務の執行に努めてまいります。